## 全国規模の規制改革(2009あじさい)

提案事項管理番号	提案主体名	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	その他 (特記事項)	制度の所 管・関係官 庁	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他
5096001	個人	タービン発電機に対する電 気事業法の規制緩和		パイナリー・サイクル方式(温度の低い熱源から、いったん低沸点の媒体に熱交換することにより、比較的低圧のタービンを駆動する方式)は、未利用エネルギーである低温地熱や工場廃熱を有効利用できる有望な技術であるが、目下我が国では全く普及していない。これは、タービン発電機に対する電気事業法の規制により、殆どあらゆるタービン発電装置に対して「ボイラー・タービン主任技術者」の常駐が義務付けられているため、小規模の発電装置にはコストメリットがないことによる。パイナリー発電装置は小型の装置であり、海外においてすでにユニット化された製品が長年販売されている。その安全性については容易に確認が可能である。また、パイナリー発電においてタービンの駆動に用いられる低沸点媒体の圧力及び温度は、通常の火力発電に比して非常に低く、その分安全性は高い。さらに、パイナリー発電装置の想定設置場所は、山中の地熱地帯や工場敷地内等であり、基本的に周囲に人の居借・往来がない場所ばかりである。したがって、一定の安全基準を満たす発電ユニットについては、主任技術者の常駐がなくても安全な稼動が可能である。	バイナリー方式による熱回収が普及 すれば、日本全国に普遍的に存在す る低温地熱資源から電力を生産でき るようになる。また、産業装置やゴミ規 却施設等から排出される膨大な廃熱 を電力に変換できるようになる。	经済産業省	電気事業法	火力発電所(小型のガスタービン原動力とするものであって告示(平成13年経済産業省告示第333号)しているもの及び内燃力を原動力とするものを除(。)の設置者は、ボイラー・タービン主任技術者の選任及び届出を行わなければならない。	c		バイナリー・サイクル方式のタービン発電装置につい て、ボイラー・タービン主任技術者を選任せずとも安全 であるとの根拠が不十分であり、保安確保の観点から 対応は困難。	